

副管理者決定

平成13年11月15日

一部改定 平成16年 5月 1日

一部改定 平成21年 8月18日

一部改定 平成27年11月 9日

一部改定 平成28年 5月31日

東京二十三区清掃一部事務組合工事適正化推進要領

1 目的

本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。）に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

2 適用対象

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任に関する確認は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当する工事（請負金額が3,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、7,000万円以上のもの。以下「専任を要する工事」という。）について行う。

また、施工体制台帳等に関する確認は、適正化法第15条第1項の規定により読み替えられた建設業法第24条の7に該当する工事（金額にかかわらず、下請負契約を締結したものの。）について行う。

3 確認事項

適正化法及び適正化指針に基づき、工事現場の適正な施工体制を確保し、及び一括下請負を排除するために、発注者が監督業務等において把握することとされている事項等について確認する。

4 設計段階の対応

設計者は、以下の事項等について、設計図書に記載する。

- (1) 施工体制台帳の提出等
 - ア 請負者が作成した施工体制台帳の写しを、監督員に提出する義務があること。
 - イ 請負者は、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかの点検を求められたとき、これを拒めないこと。
 - ウ 請負者が作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出すること。
- (2) 監理技術者等の変更
 - 監理技術者等の変更及び管理上の注意事項について記載する。
- (3) 工事实績情報の登録
 - 請負者が工事实績情報システム（コリンズ）（以下「コリンズ」という。）に基づく工事实績情報の登録を行う旨記載する。

5 開札・契約手続時の配置予定技術者の確認

- (1) 開札前の確認
 - ア 契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）から、「工事等希望票」、「一般競争入札参加資格確認申請書」又は「希望票兼予定監理技術者等調書」（以下「工事希望に係る申込書」という。）を受け付ける際、工事希望に係る申込書中「配置予定技術者」欄の記載内容により、配置を予定する監理技術者等（以下「配置予定技術者」という。）が資格を有する者であることを確認する。
 - イ 契約担当者は、工事希望に係る申込書に記入された配置予定技術者が監理技術者である場合は、監理技術者としての資格要件を備えているかを、提出させた「国土交通大臣指定資格者証交付機関の発行する監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）」の写し及び資格者証の裏面の国土交通大臣登録講習実施機関の実施する監理技術者講習（以下「監理技術者講習」という。）の修了履歴の写し（開札日において監理技術者講習を受けた日から5年以内であること。）により確認する。ただし、資格者証の裏面の写しにより監理技術者講習の修了履歴が確認できない場合は、資格者証の写しに代えて国土交通大臣登録講習実施機関の発行する監理技術者講習修了証（以下「講習修了証」という。）の写し（受講した日から5年以内のものに限る。）により、確認することができる。
 - ウ 契約担当者は、工事希望に係る申込書に記入された配置予定技術者が工事希望申込日（指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日の前日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、申込者と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを、提出させた書類等（資格者証の写し、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写し等）により確認する。ただし、分割、合併又は事業譲渡等の組織変更に伴う所属会社の変更（契約書又は登記簿謄本等により確認）があった場合は、変更前の会社と3か月以上の雇用関係にあった者については、変更

後に所属する会社との間にも恒常的な雇用関係があるものとみなす。

エ 前規定は、震災等の自然災害の発生又はそのおそれにより、最寄りの会社において即時に対応することがその後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的である場合等、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合は適用しない。

オ 契約担当者は、工事希望に係る申込書に記入された配置予定技術者について、専任を要する工事の場合は、当該工事の施工予定期間に他の工事現場に係わる職務に従事することがなく、当該工事の監理技術者等として専任できることを、工事希望に係る申込書の記載内容により確認する。

カ 契約担当者は、入札参加を任意に指名した業者（随意契約を締結する予定の業者を含む。）に対して、開札日の前日までに上記イ及びウと同様に確認する。

キ 契約担当者は、専任を要する工事の入札参加者を任意に指名した場合（随意契約含む）は、開札日の前日までに当該業者が専任の監理技術者等を配置できることを、入札参加者の申し出により確認する。

ク 契約担当者は、配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者への聞き取り等により改めて確認する。

(2) 開札後・契約締結前の確認

ア 契約担当者は、開札後、落札者が契約書を提出する時まで、契約予定者とされた者に対して、工事希望に係る申込書に記載された配置予定技術者の変更の有無を確認するとともに、専任を要する工事の場合は、配置予定技術者が当該工事の監理技術者等として専任できることを、契約予定者とされた者の申し出により確認する。

イ 契約担当者は、配置予定技術者に変更がある場合は、契約予定者とされた者に配置予定技術者変更申出書（様式任意、ただし、契約書に記名押印する名義、印を使用させるものとする。）を提出させ変更理由を確認するとともに、新たな配置予定技術者について、前記5(1)イ及びウと同様に確認する。この場合においては、変更理由がやむを得ない理由であるとともに、監理技術者等の資格要件及び雇用関係を満たし、かつ、適正な工事施行に支障がないと認められるときに限り、配置予定技術者の変更を認める。

ただし、専任を要する工事の場合は、その専任が確保できるときに限る。

6 工事着手時の監理技術者等の確認

(1) 監督員は、請負者から一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「センター」という。）発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、内容を確認し、契約日から10日以内（ただし、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に定める休日等を除く。）にコリンズに登録するよう、請負者に指示する。

また、登録後は、センター発行の「登録内容確認書」の写しの提出を受け、コリ

ンズの内容が正しく登録されていることを確認する。あわせて契約担当部署より工事希望に係る申込書提出時点に前記5(1)イ及びウを確認する際に提出された書類の提出を受け、監理技術者等が同一人であることを確認する。

- (2) 監督員は、契約書の規定により請負者から提出される「現場代理人及び主任技術者等通知書（請負者等提出書類処理基準別記様式甲第2号・同基準実施細目（以下「細目」という。）（甲）第1号、第1号の2、第1号の3）」において、現場代理人については常駐であることを、監理技術者等については、専任を要する工事の場合は専任であることを確認する。
- (3) 監督員は、請負者から通知された現場代理人については雇用関係を、監理技術者等については雇用関係及び資格要件等を、資格者証、資格者証の裏面の監理技術者講習の修了履歴（当該工事の監理技術者として配置されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を受けた日から5年以内を維持できること。）、雇用関係を示す書類、経歴書等により確認する。ただし、資格者証の裏面により監理技術者講習の修了履歴が確認できない場合は、資格者証に代えて講習修了証（受講した日から5年以内のものに限る。）により、確認することができる。
- (4) 現場代理人の常駐や監理技術者等の専任について疑義がある場合は、総括監督員は、現場代理人及び監理技術者等との面談等により調査する。

なお、調査の結果、現場代理人や監理技術者等の適正な配置がされない場合、関係部署に通知する。
- (5) 監督員は、請負者に下請負届（細目（甲）第18号様式）及び下請業者一覧表（細目（甲）第18号の2様式）の提出を指示する。

7 工事施工中における施工体制等の確認

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図等の確認
 - ア 監督員は、請負者に施工体制台帳及び施工体系図（別記様式第1号から別記様式第3号まで）の写しを提出させ、内容に問題ないことを確認する。内容の変更があった場合も同様とする。
 - イ 監督員は、請負者から提出された施工体制台帳の記載事項（添付される下請負契約書（再下請含む）の写しを含む。）及び施工体系図の記載事項が、下請負届の内容と一致していることを確認し、下請負工事の内容を把握する。下請負届の変更があった場合も同様とする。
 - ウ 監督員及び点検等を行う職員（以下「監督員等」という。）は、工事現場点検等により、請負者が施工体制台帳を現場に備えているか、施工体系図を現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか確認する。また、提出されている施工体制台帳及び施工体系図の写しが、現場に備えてある、又は掲示してある内容と一致しているか確認する。内容の変更があった場合も同様とする。

エ 監督員等は、工事現場点検等により、請負者及び下請負者が法令等で定められている標識を適正に掲示しているか確認する。

(2) 現場の常駐状況等の確認

ア 監督員は、請負者に対して、監理技術者等が常に資格者証又は主任技術者として従事できることを証明する書類を携帯し、監理技術者等であることが確認できる腕章を着用するように指示を行い、それを確認する。ただし、資格者証の裏面に監理技術者講習の修了履歴が記載されていない場合は、講習修了証の携帯を指示し、それを確認する。

イ 監督員等は、工事現場点検等により、現場代理人の常駐状況及び監理技術者等の専任状況並びに現場不在の場合の連絡体制について確認する。

ウ 監督員等は、工事現場点検等により、請負者の下請負工事への実質的な関与（工程管理、品質管理、安全管理、下請負業者への技術指導・監督等）について確認する。

(3) 監理技術者等の変更

監理技術者等の変更については、死亡、傷病、退職等の理由により、業務に従事できない場合や工事施工上やむを得ないと判断される場合に限り認める。ただし、次に掲げる理由のいずれかに該当し、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保され、かつ、一定期間重複して工事現場に配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるときに限り、変更を認めるものとする。

- ① 受注者の責によらない理由により工事の中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 大規模な工事で、一つの契約工期が複数年度に及ぶ場合

なお、請負者が監理技術者等を変更する場合は、監督員は、請負者に変更理由書（様式任意。ただし、契約書に記名押印する名義、印を使用させるものとする。）及び変更予定の監理技術者等について前記5(1)イ及びウと同様に確認するための書類を提出させ、監理技術者等の資格要件及び専任が確保できることを確認する。ただし、変更予定の監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するため、前記5(1)ウに示す雇用関係を有するものとする。

また、現場代理人及び監理技術者等を交代した場合、工期を変更した場合又は請負金額が変更になった場合には、監督員は、請負者からセンター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に変更内容を確認した上で、変更があった日から10日以内（ただし、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に定める休日等を除く。）にコリンズに変更登録するよう、請負者に指示する。

変更登録後は、センター発行の「変更内容確認書」の写しの提出を受け、コリンズの変更内容が正しく登録されていることを確認する。

(4) 施工体制に不適切な点がある場合の対応

監督員は、前記7(1)、(2)及び(3)の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合、請負者に指示書(工事施行規程実施細目様式第11号)若しくは改善要請書(工事施行規程実施細目様式第12号)による文書で改善の指示又は要請を行う。指示の結果、改善が見られない場合、総括監督員は、現場における実態等について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、工事現場の適正な施工体制が確保されていない場合、総括監督員は関係部署に通知する。

(5) 一括下請負の疑義がある場合の対応

前記7(2)イ及びウの確認の結果、一括下請負の疑義がある場合、総括監督員は、現場における実態等について、面談等により調査する。

なお、調査の結果、一括下請負と疑うに足る事実が認められる場合、総括監督員は関係部署に通知する。

8 検査時の確認及び成績評定時の対応

- (1) 監督員は、完了検査時等における検査員への施工内容等の説明について、請負者の監理技術者等が的確に対応しているのか確認する。
- (2) 監督員は、施工体制、監理技術者等の技術力及び検査対応について問題があった場合、工事成績評定要綱別記工事成績評定項目別評定表の各考査項目により適切に評価し、成績評定に反映させる。

附 則

この要領は、平成13年12月1日から適用する。

この要領は、平成16年5月1日から適用する。

本要領は、施行日以降に公表する工事に適用する。なお、随意契約工事についても同様とする。

ただし、監理技術者等の入札の申込があった日から3ヶ月以上の雇用確認については、平成16年8月1日から適用する。

この要領は、平成21年8月18日から適用する。

この要領は、平成27年11月9日から適用する。

この要領は、平成28年6月1日から適用する。